

令和7年度 尼崎市ファミリー世帯に対する調査分析等業務委託仕様書

1 委託業務名

尼崎市ファミリー世帯に対する調査分析等業務委託

2 趣旨

(1) ファミリー世帯の転出入モデルの構築

尼崎市では、尼崎市総合計画の推進にあたり、最上位の指標である「総合指標」の1つに、「ファミリー世帯の転出超過数の抑制」を掲げ、取組を進めている。一方で、「ファミリー世帯の転出入」が、何を要因として生じているかのモデルを構築していないため、転出入の理由は明確でない状況にある。

ファミリー世帯の転居先・居住先がどのようなモデルで決定されるかが明らかになれば、ファミリー世帯の転入増加・転出抑制に対する効果的な政策の検討が可能となる。

今回の調査目的は、ファミリー世帯の居住地選択の意向を把握することに加え、居住地決定がどのように行われているかを測定するモデルを構築することを目的とする。モデルは、定量的な分析が可能なロジックモデルを想定しており、統計的な有意性を確認できる必要がある。

(2) 地域幸福度（Well-Being）指標の試行

調査の設計・実施においては、市民の幸福度等を定量的に評価できる手法として、デジタル庁が進める、地域幸福度（Well-Being）指標について、試行的に活用する。

ファミリー世帯の居留意向について、地域幸福度がどのように関連しているかについて、定量的に分析し、上述のロジックモデルへの活用可能性について検討する。また、総合計画に定める3つの総合指標及び13の施策についても、地域幸福度指標を活用したロジックモデルの策定を検討するほか、市の政策評価制度全体との整合性を踏まえた検討を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 予定価格

5, 534, 000円（税込）

5 委託業務内容

(1) ファミリー世帯向けアンケート実施及び分析

ア 調査時期

- ① アンケートの設計（令和7年12月～令和8年1月）
- ② アンケートの実施（令和7年12月～令和8年1月）
- ③ 調査結果の分析（令和7年12月～令和8年3月）

※ いずれも予定であり、同年度内の範囲で変更の可能性がある。

イ 実施手法

郵送で配布し、WEB で回答を収集する。

(回答用の WEB サイトは本市が作成予定であるが、実施手法等の提案も可能)

ウ 対象者

- ① 尼崎市外から尼崎市内へ転入したファミリー世帯
- ② 尼崎市内で転居したファミリー世帯
- ③ 尼崎市内から尼崎市外へ転出したファミリー世帯
- ④ 市内に在住のファミリー世帯

※ 対象者の抽出は市が行う。

※ ファミリー世帯とは、世帯内に 0 歳から 4 歳までの子どもを含む世帯とする。

※ 対象年度は別途指定する。

エ 対象件数

- ① 市内への転入世帯：1500 件
- ② 市内間の転居世帯：1500 件
- ③ 市外への転出世帯：1500 件
- ④ 市内に在住の世帯：1500 件

※ 予定であり、対象者、発送数等は変更する可能性がある。

※ 合計 6,000 件の発送を予定しているが、発送数について提案することは可能である。

※ 発送に要する郵送料は、6,000 件を上限に市が負担する。

オ 調査票案の作成等

① 調査票の作成

ファミリー世帯の居住地選択の決定に関するモデルを構築するため、アンケート調査を実施する。そのための設問の設計について、市と協議の上、必要な情報が得られる調査票を設計すること。対象者ごとに 4 種の調査票を作成し、市にデータを納品すること。ただし、内容の重複は差し支えない。

② 社会調査法・ナッジ等の知見の適用

調査票の設計は、社会調査法の知見に基づいて行い、正確な結果が得られるよう配慮すること。また、回答率の向上のためのデザイン上の工夫（ナッジ等）を行うこと。

カ アンケート案内文等の作成及び印刷

Web フォームの二次元コードが記載されたアンケート案内文及び封筒を作成・印刷し、封入封緘を行う。市が提供する宛名シールを貼付し、発送できる状態で納品する。発送及び回収業務については市が実施する。

※ アンケート案内文は、A4（1 枚程度）、封筒は、長形 3 号とする。

※ 回答者に対するアンケート案内文の郵送料は、市が負担する。

キ 礼状兼督促状の作成及び印刷

アンケート対象者全員に送付する礼状兼督促状を作成・印刷する。市が提供する宛名シールを貼付し、発送できる状態で納品する。発送については市が実施する。

※ 礼状兼督促状は、ハガキサイズとする。

※ 回答者に対する礼状兼督促状の郵送料は市が負担する。

ク データ集計及び分析

回収したデータに基づき、分析を行う。特に、ファミリー世帯の転出入の要因分析、転出入における傾向等について、多角的に分析し、報告すること。その検討途上で、市との意見交換・協議を必要に応じて行うこと。

ケ 報告書の作成

分析結果に解説を付し、報告書を作成すること。報告書は読みやすく、理解しやすい形式とする。分析結果に加え、結果の説明用のスライド形式の資料でも合わせて提出すること。

<提出する報告書等>

- ・ アンケートの調査票案（市と協議の上、作成すること）
 - ・ 報告書（テキスト及びグラフ等の画像で作成。Microsoft Word/A4タテを想定）
 - ・ 説明用スライド（Microsoft Power Point 及びPDFでの納品を想定）
- ※ 全てデータでの納品を想定。

<受託者が行う業務>

- ① ファミリー世帯の転出入に関するロジックモデルの構築・分析手法の構築
 - ② ①の分析が可能となる調査票の設計・作成
 - ③ アンケート案内文（封筒含む）の作成及び印刷、封入封緘
 - ④ 礼状兼督促状の作成及び印刷
 - ⑤ 宛名ラベル貼付
 - ⑥ ②の調査結果の分析
 - ⑦ ②の調査票に盛り込む地域幸福度（Well-Being）指標に関する質問の検討
- ※ 市への納品に要する送料等の経費は受託者が負担する。

<市が行う業務>

- ① 対象者の抽出・宛名ラベル作成・発送
- ② アンケート回答のためのサイトの構築
- ③ 回答の収集

(2) 地域幸福度（Well-Being）指標の試行

地域幸福度（Well-Being）に関する調査・分析は、概ね5(1)と一体的に実施することから、5(1)と別途作業が生じる項目について以下に記載する。

ア 地域幸福度指標に関する設問の設定及びロジックモデルの検討等

- ① 地域幸福度（Well-Being）を指標として活用することを前提に、「地域幸福度（Well-Being）」に関する追加設問を検討し、盛り込むこと。
- ② アンケート調査結果を活用した「総合指標」のロジックモデルの検討（Well-Being 指標を含む）
- ③ アンケート調査結果を活用した「代表指標」のロジックモデルの検討（Well-Being 指標を含む）
- ④ 次回以降の市民アンケート等への接続の検討（次年度以降も取得すべき情報の整理を含む）

⑤ 市の政策評価制度全体の設計のイメージの提案・検討

※ 総合指標：総合計画に定める最上位の3つの指標

※ 代表指標：総合計画の13施策それぞれに設定している施策を測る指標

イ 地域幸福度（Well-Being）指標の分析

ファミリー世帯の転出入や動向について、地域幸福度（Well-Being）指標との関係を分析すること。また、地域幸福度（Well-Being）指標の今後の運用について提案を行うこと。

ウ 報告書の提出

(1)の報告書に含めて提出すること。

(3) 地域幸福度（Well-Being）指標の実装に向けた職員研修等

地域幸福度（Well-Being）指標の運用には、庁内職員のリテラシーを高め、知見を集積する必要がある。作成したモデルや指標を管理・運用できるノウハウを蓄積するためのノウハウの構築、マニュアルの作成、職員研修等を企画し、提案すること。

7 実施体制及び業務実施における連絡・協議

本仕様書に定める内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を構築すること。また、委託内容の性質上、市と十分協議しながら業務を進める必要がある。市との緊密な意見交換が可能な体制を整えること。

8 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

9 留意事項

- (1) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守すること。

- (2) 本業務において作成した成果品等は本市に帰属するが、学術的な論文・出版物等で広く広報され、本市にとって有益と認められる場合は協議の上、対応する。
- (3) その他、各種法令等を遵守すること。

10 その他

仕様書に定めのない事項が生じた場合は、相互の協議により対応すること。また、仕様に記載の項目についても、当該業務委託の目的に合致し、成果の向上が見込まれる場合は、仕様の記載によらず、柔軟に提案することが可能である。ただし、経費の上昇が見込まれる場合も、予算上限額を上回る提案はできず、予算の範囲内での提案とすること。

11 問い合わせ先

尼崎市 総合政策局 政策部 都市政策課

電 話：06-6489-6138

メール：ama-soukei@city.amagasaki.hyogo.jp